

指定ごみ袋に関する臨時措置の終了について

標記については、市指定ごみ袋の在庫減少に対応するため、6月15日から指定ごみ袋以外も排出を認める臨時措置を講じておりましたが、今般、指定ごみ袋の安定的な供給体制が整い、各取扱店舗へ供給を開始いたしました。

つきましては、下記のとおり、当該臨時措置については、当初の予定どおり、令和8年8月31日(月)をもって終了いたしますので、お知らせいたします。

指定ごみ袋供給不足への対応

■現在実施している臨時措置

牛久市指定燃えるごみ専用袋の入手が困難な場合に、市指定の燃えるごみ専用袋以外の袋で排出されたものについても収集する臨時措置を、令和8年6月15日から令和8年8月31日までの予定で実施

■臨時措置の終了

令和8年8月31日(月)

※令和8年9月1日(火)以降は、燃えるごみの排出について、通常どおり指定ごみ袋での排出となり、指定ごみ袋以外での袋での排出はできません。

■対応状況

日程	実施内容	備考
6月15日(月)	臨時措置開始	燃えるごみを対象に、市指定ごみ袋以外での排出が可能
8月10日(月)	市指定ごみ袋を取扱店舗へ配送	取扱店舗へは順次配送
8月31日(月)	臨時措置終了	
9月1日(火)	市指定ごみ袋での排出再開	市指定ごみ袋以外での排出ができなくなります。

お問い合わせ

牛久市 環境経済部 廃棄物対策課
担当:本多 (内線 1570)

○発信元

〒300-1292 牛久市中央 3-15-1

牛久市市長公室広報広聴課

☎029-873-2111(内線 3221・3222)

Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp